

はやぶさ Hayabusa

Sagamihara
Corporation Association's
magazine

2015.3
相模原法人会広報誌
No.194 隔月刊





藤野の茶畑

斜面を利用した
日当たりの良い藤野の茶畑、
春を告げる早咲きの桃の花が
ひときわ目に入ります。

下の道は富士山が見える和田峠を経て
陣馬山に登る最適の散策コース。
八十八夜の頃には茶畑も緑濃く、
香りも際立ってきます。

撮影地/佐野川 撮影者/松田廣司

法人会を支える

ひと

有限会社 岸精肉店

岸 厚夫さん

相模湖地区

街道筋に 半世紀続く、心優しい お肉屋店主

忙しい父母を手伝う 孝行息子

甲州街道を相模湖から高尾山・大垂水峠へと向う長閑な街道筋に、千木良集落があります。ここに、まだ中央自動車道も建設されていない52年前の昭和37年、岸精肉店が開店しました。二代目の岸 厚夫さんは、現在、奥様と二人三脚でお店を営んでいます。元々畜産業を営んでいた先代が、津久井やまゆり園の創立や自動車道路の建設を見越して開業した岸精肉店。当時は食肉に加え、野菜なども施設や工事作業員宿舎へ配達しました。また、かつては街道筋にドライブインが林立し、週末ともなるとドライブインに納めるトンカツを朝、昼、夜と50枚ずつ作った上に、夜中に叩き起こされてまた作るというほど、多忙を極めました。

そんな忙しさを幼少時代から見ても育った岸さんは、2歳下の弟と二人、両親を助けてよく働きました。「中学校には自転車を通ったんですが、学校に行く前に毎日

はやぶさ 2015年3月号 No.194 INDEX

法人会を支えるひと
有限会社 岸精肉店
岸 厚夫さん 2

ハイライト
マイナンバー制度って
なんですか?! 4

活動フラッシュ
各地区の事業報告 8

瓦版せいねんぶ 第45号 10

相模原税務署からのお知らせ 14

花子と太郎の見てある記
有限会社相模オートガラス 16

12・1・2月 新入会員紹介 18
読者プレゼント
津久井せんべい本舗の
「友禅箱詰め合わせ5種類」 19



焼鳥屋さんに3軒くらい配達して回るんですよ。同級生が来て2軒目までは一緒に回ってくれるんですが、3軒目は学校の先にあり、一緒に行くと遅刻しちゃうのでそこで別れました。自分は毎日遅刻すれすれか、間に合わなくてね」土日も両親に手伝いを当てにされ、部活動にはあまり行けなかったとのこと。「友達が遊びや旅行に行ったりするのを見て、羨ましいなと思う時もありましたけど、同級生の親によく働くと褒められましたね」と、心優しい孝行息子だったことが窺えます。

夜明けに養豚農家に買い付けにいった時は、車の行けない山坂の道を100kg以上もある豚を籠に入れ、担いで運ぶこともあったそうです。「棒に担いで運ぶんですが、肩にタコができてね」と昔を懐かしみつつ「もっと若いうちに遊んでおいたほうが、幅の広い人間になれたと思うんですけどね」と謙遜して言います。

経理や税理士の仕事も考えたりしましたが、あまりにも家業が忙しかったので、高校を卒業してすぐに店の仕事を引き受けたそうです。やがて、所帯を持った岸さ



焼鳥屋 外観

ん若夫婦がお店を切り盛りし始めました。以来、自家製チャーシューやコロッケなどを奥様が手づくりし、お弁当やオードブル等、幅広いメニューも取り揃えています。

参加も楽しい 法人会の研修会

先代と名義を代えて間もなく、先輩に法人会役員を頼まれました。「どこもそうでしょうけど、法人会の役員の方は父と同年代くらいの大先輩ばかりで、そうそうたる方々です。そんな中で自分はとてとても役員なんて…連絡係くらいならできるでしょうからと引き受けました」その後、会計を8年、副地区長を4年ほど務め、役員を退任した今も役員会に顔を出して応援しています。

「法人会に入って良かったのは、仲間づくりができたことですね。研修会も楽しませていただいています」とおっしゃる岸さん。ここ何年か相模湖支部で行っている山梨県の市川三郷町「神明の花火大会」もそのひとつ。「いつ行っても感動があります。相模湖の花火大会とはまたひと味違っていいですね」会員だけではバスに空きがあるため会員以外の一般の方も勧誘していて、「また誘ってください」と、とても喜ばれているとのこと。

長男が家業を継ぐべきか悩んでいるとき「自分の好きなことをしなさい」と話したという岸さん。その息子さんも、今では丸の内でも中小企業診断士として活躍しているそうです。8月末頃開催される地元の牛鞆神社例大祭では、毎年、自家製の焼鳥を出すので、お客様も楽しみにしています。その時は娘・息子家族がお店の手伝いに駆けつけてくれ、一家総出のお祭りとなるそうです。「年を取ってだんだん欲がなくなってきた、早く終わりにして一杯飲むことばかり考えるようになりました」と笑う岸さん。温厚なお人柄がにじみ出て、側にいるだけでほっこりとした気持ちになりました。



全国民に個人番号を付番し、個人を一意に特定することを可能とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」、通称:マイナンバー)」及び関連法が2013年5月24日に成立しました。

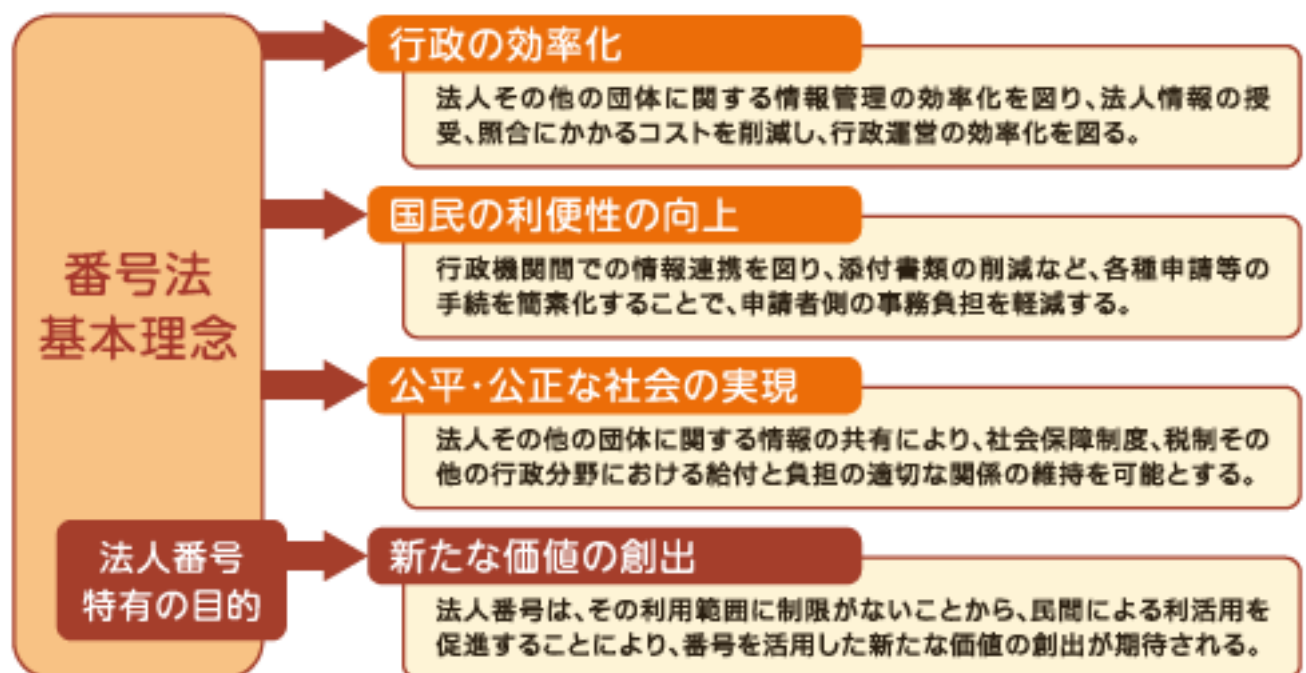
番号法では自治体が発行する行政手続について多く規定されていることから、現在は自治体を中心に、2015年10月の国民への個人番号及び法人番号の通知、2016年1月の利用開始に向けて、システム改修、業務運用の見直し等が実施されています。

マイナンバー制度って なんですか?!



マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。また、法人番号は、それを活用した新たな価値の創出が期待されます。



番号制度導入によるメリット～導入前～

住民

各種手当の申請時、関係各機関を回って、添付書類を揃える。



各種手当の申請時に必要となる情報(例)

- ・住民票関係情報(市町村長)
- ・地方税関係情報(市町村長)
- ・障害者関係情報(都道府県知事)
- ・医療保険給付関係情報(医療保険者)
- ・年金給付関係情報(公的年金給付の支給者)



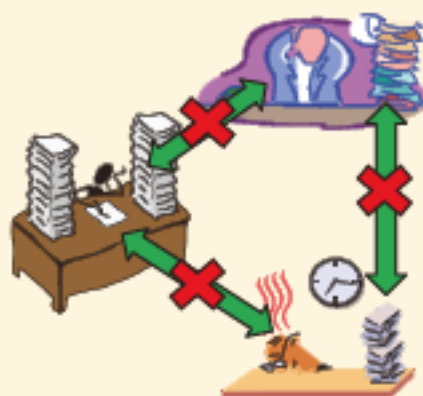
行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における情報の連携が不足していること等から、本来給付を受けることができるが未受給となっている者がいる一方で、本来給付を受けることができないにもかかわらず不正に給付を受けている者がいる状況が発生。

行政

① 確認作業等に係る業務に多大のコスト

- ・住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から収受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
- ・外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性。
- ・手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。

② 業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い。



「住民」と「行政」の両者にとって過重な負担

番号制度導入によるメリット～導入後～

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、同一人の情報であるという確認を行うことができ、行政機関、地方公共団体等において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援が期待される。

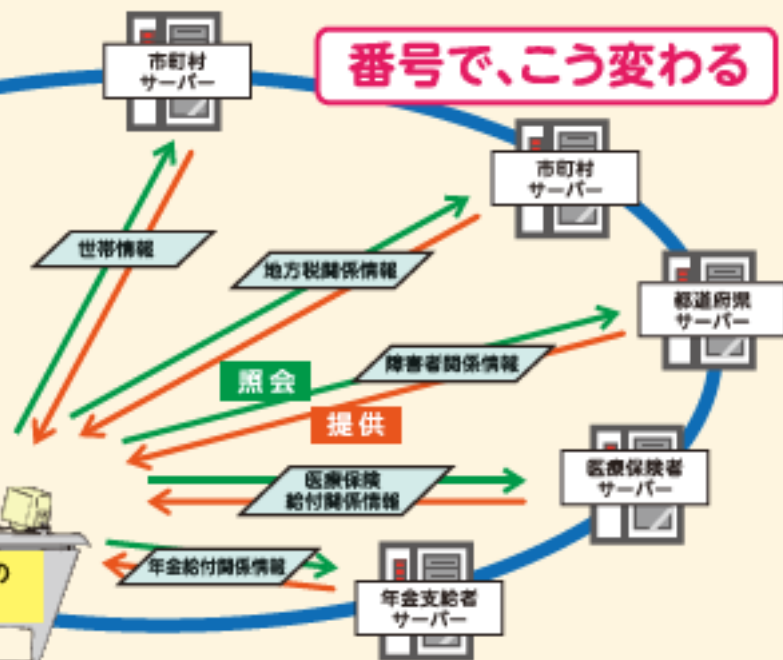


諸手当申請書



行政機関等の受付窓口

番号で、こう変わる



社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなる。

マイナンバー制度って
なんですか?!



マイナンバー

個人番号は 社会保障・税・災害対策分野の中で
法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金 労働 医療 福祉

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

税

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など

災害対策

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

特定個人情報の提供制限等

【個人番号の提供の要求、提供の求めの制限】

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者などは、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人などに対して個人番号の提供を求めることができますが、個人番号関係事務以外の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

例：事業者は、給与の源泉徴収義務を処理する目的で、従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなりますが、従業員等の営業成績管理等の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

例：従業員が出向により異動し、他の事業者が給与支払者になった場合、事業者間で個人番号の受渡しをすることはできませんので、他の事業者は従業員本人から個人番号の提供を受けなければなりません。

【収集・保管制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

例：事業者の給与事務担当者として個人番号関係事務に従事する者が、その個人番号関係事務以外の目的で他の従業員等の特定個人情報をノートに書き写してはなりません。



マイナンバー

法人番号は、利用範囲に制限がありません。
だから、わかる。つながる。ひろがる。

わかる。

法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
- 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

つながる。

法人番号を軸に企業等法人がつながる。

- 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
- 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

- 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人(企業)側の負担が軽減
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

◎ 社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度
の最新情報や
お問い合わせ

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- マイナンバーのコールセンター (全国共通ナビダイヤル) **0570-20-0178**
※ナビダイヤルは通話料がかかります。平日9時30～17時30分(土日祝日・年末年始を除く。)

国税に関する
社会保障・税番号制度
(法人番号を含む)の
最新情報

国税庁ホームページのトップページ下段の をクリック
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>
最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。

法定調書に関する事務での取扱い

1 社会保障・税番号制度導入後の主な変更点

(1) 法定調書への個人番号又は法人番号の記載

法定調書提出義務者は、平成28年1月1日以降の支払に係る法定調書に、原則として支払を受ける方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

(2) 支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際の本人確認

法定調書提出義務者は、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際に、個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う必要があります。

(3) 法定調書提出時の本人確認

法定調書提出義務者が個人事業主の場合は、法定調書を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示する必要があります(郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付する必要があります。)

源泉所得税に関する事務での取扱い

1 源泉徴収義務者が税務署に提出する書類の主な変更点

(1) 申請書、届出書等への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以降に申請書、届出書等を税務署に提出する際に、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

(2) 申請書、届出書等提出時の本人確認

源泉徴収義務者が個人事業主の場合は、申請書、届出書等を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提出する必要があります(郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付する必要があります。)

2 源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

(1) 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以降、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

(2) 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受ける際の本人確認

源泉徴収義務者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみです(控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。)

源泉徴収義務者が提出を受ける書類のうち、受給者が個人番号を記載する書類は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」のほか、例えば、以下のものがあります。

- ・ 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
- ・ 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ・ 退職所得の受給に関する申告書
- ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注) これらの申告書についても、提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。



12/25(木) 社会貢献事業



チャリティー寄附

内容/地区での募金活動で集まったチャリティー金を市へ飯河連邦応援会として寄附しました。また、相模原商工会議所との共催チャリティゴルフ大会でのチャリティー金は市と社会福祉協議会へ寄附しました。

1/20(火) 社会貢献事業



イータ君着ぐるみを購入

電子申告の一層の利用促進のためイータ君の着ぐるみを購入しました。(写真左から税務署大角署長、イータ君、法人会稻場会長)

活動フラッシュ

相模原法人会各地区の事業報告 2014年12月 ▶ 2015年1月 ▶ 2月

1/27(火) 社会貢献事業

女性部会



使用済切手寄贈

皆さまからの使用済切手は、女性部会から相模原ボランティア協会(あじさい会館内)へ寄贈しました。

2/14(土) 社会貢献事業

麻溝地区

花植え

場所/JR相模線「原当麻」駅・「下溝」駅

社会貢献事業活動にご協力をお願いします。

使用済切手等寄贈活動



皆様からの使用済切手・書き損じハガキは相模原ボランティア協会へ寄贈し、分類整理後、収集家によって換金されます。換金された資金は体の不自由な方、車いすの方の移送サービスをする車・ハンディキャップボランティア等の購入や維持管理等の資金となっています。

◎使用済切手
◎書き損じハガキ
切手と消印(消印は途中で切らずに)の周りを1cmくらい残して、大きめに切り取ってください。※切手の周りのギザギザや切手自体を切ってしまうと価値がなくなってしまいます。

タオル類寄贈活動

皆様からのタオル類は相模原市内の介護老人福祉施設へ寄贈しています。施設に入居している方が使用する他に、新品でないタオルは掃除用に使用されています。介護老人福祉施設では、タオル類は常に不足しているので、大変喜ばれています。

◎タオル
◎バスタオル
新品・使用済のどちらでもよく、色・形を問いません。

2/12(木) 社会貢献事業

女性部会



タオル寄贈

皆さまからのタオル類は、女性部会から相模原市内の老人介護福祉施設(12施設)へ寄贈しました。

12/18(木)・19(金) 研修会 源泉部会



e-Tax実務研修会

1人1台のパソコンで、源泉所得税の納付の手続き等、実務で役立つe-Taxの利用方法の研修を行いました。講師/相模原税務署担当官 会場/相模原法人会館

12/12(金) 研修会 上溝・中央北支部



税務署物語(税務調査の基礎)

講師/税理士 井本茂徳氏 会場/相模原法人会館

1/9(金) 研修会 源泉部会

年末調整後の実務

講師/相模原税務署 源泉担当官 会場/相模原法人会館

1/18(日) 研修会 田名支部



民謡の集い

出演/相模原民謡協会会場/田名公民館

1/21(水) 講演会 大野中第一地区

一般教養講演会

テーマ/肌に直接つけるものは、安心なものを選びますか?それとも安全なものを選びますか? 講師/和南城利江 会場/大野中第一自治会館

2/6(金) 研修会 中央北支部



事業承継税制について

講師/相模原税務署担当官、公益社団法人相模原法人会 会長 船場久二男氏 会場/相模原法人会館

2/12(木) 研修会 源泉部会



退職所得の源泉徴収

講師/相模原税務署 源泉担当官 会場/相模原法人会館

12/7(日) 親睦事業 津久井中地区



親睦旅行

場所/箱根湯本 箱根水明荘

2/8(日)・9(月) 親睦事業 女性部会



一泊研修会

テーマ/税の役割と徴収部門の仕事 講師/相模原税務署 副署長 名倉英男氏 会場/ホテル河鹿荘(箱根湯本)

署長を囲む座談会

H26年 10/14



毎年行われている、署長を囲む座談会が、法人会館にて10月14日に女性部会と合同で開催されました。

今回の講師は、相模原税務署長、大角良昭様による、「宮古島の素顔」という内容で、青年部会14名、女性部会14名、理事他

講師の大角署長に花束贈呈



7名の合計35名の方に参加して頂きました。

大角署長は1年間宮古島税務署で署長を務めていらしたということで、たくさん風景等の写真を撮影されていたようです。その一部から、宮古島を観光するならこんな場所、この食べ物とガイドさながらの解説でご紹介して頂きました。

宮古島のマリンスポーツの海、きれいな砂浜、水平線に沈む夕日の写真や、宮古島独特の方言などをユーモアを交えて解説してくださいました。多くの方が、沖縄本島には行っても、宮古島には、なかなか行く機会

がないのではないかと思います。本島から離れた離島の素晴らしさを知ることが出来て、宮古島を観光した気分になれたのではないかと思います。

その後の交流会では、沖縄の焼酎の「泡盛」を署長がお持ちになり、宮古島のお酒の作法「オーリ」で、みなさん楽しく税務署の方と歓談されていて、非常に楽しい事業を行うことが出来ました。

研修・交流委員会 委員長 牧 恒太

3法人会交流事業について

H26年 10/17

平成26年10月17日(金) 厚木のレンブラントホテル厚木にて、第5回 相模原・大和・厚木 三法人会青年部会合同イベントとして、各法人会から2名が自身の事業について発表する形式での異業種研究会が開催されました。

相模原法人会からは、最近入会された、クチコミュニケーションズ 名取 政子さんが、格安ながらマッチング率の高い独自の手法による婚活サービス事業について、私、株式会社佐藤ガスサービス 佐藤 俊太郎がLPガスの性質と業界についての話しをしました。

大和法人会からは、建設業の通所道路株式会社の通所 好男さんが、世間的にはあまり良いイメージを持たれない公共事業の裏側、特に最近の厳しい入札制度について、有限会社 桜一級建築士事務所の桜



康兵さんが、建築士の仕事と、家を建てる時に建築士を入れる利点について話されました。

厚木法人会からは、ソニー生命保険株式会社の森田 英高さんが、融資の際の金融機関が見るポイント、定量分析、定性分析、特性分析などについて、株式会社M&Yの瀬元 博一さんが、東北地方では一般的な



高断熱住宅の施工法と関東近郊で建てた時の優れた特性効果の紹介をされました。

第二部の懇親会では皆様積極的に名刺交換をされていて、とても有意義な時間でした。

その後も私は厚木法人会の方々と遅くまで厚木の夜を楽しんで来ました。

副部会長 佐藤俊太郎

チャリティーゴルフ大会

H26年 10/27



毎年秋の恒例行事、相模原商工会議所と相模原法人会との共催『チャリティーゴルフ大会』は、今回21回目を迎え10月27日(月)に相模原ゴルフクラブにおいて、相

模原商工会議所主幹にて開催されました。心地よい晴天の中プレーと懇親会を楽しませて頂きましたこと、相模原商工会議所青年部の皆さまのご尽力に心より感謝

挨拶をする榎場会長



挨拶をする小口青年部会長



申し上げます。

また、チャリティーにご協力頂きました参加者の皆様、ご協賛頂きました企業様、誠にありがとうございました。

本年秋には法人会が主幹でチャリティーゴルフ大会が行われますので、皆さまのご参加お待ちしております。

副部会長 中村義雄

チャリティー寄附

H26年 12/25

昨年10月27日、相模原法人会・商工会議所の共催チャリティーゴルフコンペが盛大に行われました。チャリティーに参加頂いたプレーヤーを始め、関係者からも多くのご協賛やお手伝いをいただき厚くお礼申し上げます。

今回のチャリティーは25組97名の参加者に参加費3,500円のうち500円を提出していただき、総額48,500円が集まりました。寄付の授与式は12月25日、相模原市役所と相模原市社会福祉協議会へ小職と相模原商工会議所清水青年部長の二名が

訪問し、市役所では山口和夫副市長、社会福祉協議会では高部博常務理事にお出迎え頂き、それぞれ24,250円の寄付をさせていただきました事をご報告いたします。

山口副市長からは東日本大震災の被災地大船渡市ではいまだ震災の傷が癒えずまだまだ支援が必要とお話を頂きました。高部常務理事からは福祉への関心が薄れること無いよう、我々のこの取り組み

市役所へ寄附



社会福祉協議会へ寄附



が意義のあることだと感謝の意をいただきました。来年以降も続いて行くこのチャリティー事業が、より多くの善意ある参加者を集められるようになればと感じています。

部会長 小口伸夫

新年会

H27年 1/20

青年部会の新年会が平成27年1月20日、緑区橋本の小田原屋にて、現役部会員32名、OB7名、合計39名の参加の下、盛大に開催されました。昨年度を上回る人数の参加があり、青年部会の勢いが感じられました。

余興として、景品争奪税金クイズ大会が行われ、内容は総務・広報委員会が独自に作成した問題で、チーム内の延べ正解者数で競い合う方式により楽しく行われました。またミスターTKこと高橋和也部会員によるマジックショーも行われ、そのレベルの高さにたびたび歓声が上がり、大いに盛り上がりました。

途中でOBの皆様からも一言ずつご挨拶



をいただき交流を深めることができました。初めて参加される方も多い中で、青年部会の結束をより強めることができた、す

ばらしい新年会であったと思います。

総務・広報委員会 副委員長
才川重久



部会長サミット

11月20日・21日と全国青年の集い秋田大会が行われました。2日目午前8:30からは秋田キャッスルホテルにて、各法人会青年部会長サミット円卓会議が行われ、10名1テーブルで「10年後の法人会青年部会の具体的な活動内容」について活発な意見交換を致しました。各単位会の状況は事前のアンケートシステムにより意見集約するという方式がとられていて段取り良く意見交換ができたと思います。

「教える側のレベルアップ」「学校の教育指導要領に組み込み科目化し外部講師を法人会が担当する」「学校や地域と連携して体験型に」など教育現場へ行く気満々の

意見が集約され発表されました。我が相模原法人会青年部会も租税教室に取り組んで2年目となりますが講師の養成も進みつつあります。この租税教室活動を青少年や地域社会に良い影響を与えるものにする事で、我々自身の成長にも繋がることでしょう。

部会長 小口伸夫

租税教育プレゼンテーションについて

今年で28回目の法人会全国青年の集いが秋田で11月20日、21日に開催され、小口部会長を始め役員、部会員17名で、参加目的の一つである初日の全国の優秀な

租税教育活動プレゼンテーションを昨年と比較しながら見てきました。

今年のプレゼンテーションは、基本に忠実な租税教育・教室活動の紹介もある中で、いくつかの法人会は、独自の工夫を凝らして参考になる所もありました。

私は翌日、租税教育プレゼンテーションのブースを全部回り、参考になる法人会担当者とは名刺交換をして話し、資料を頂いてきました。これはその場でないと入手しづらいと思ったからです。この資料は委員会で発表し事務局に保管しておきますので、御興味のある方は是非ご覧になってください。

改めて感じた事ですが、租税教育は小学生や中学生を主に対象としますが、場合によっては高校生、あるいは大学生までも対象とします。故に、現状の教育方法(アプローチの仕方やツール)と委員会では恥ずかしながら限りがありますので、青年部会全体の意識の高揚が必要です。そして実績を積み重ねる事により自信が付き、次へのステージ(プレゼンテーションエンター)に繋がると確信しております。どうぞ、部会員皆様の力を貸して下さいますようお願いいたします。

社会貢献・公益委員会 委員長
平賀周一

青年部会では毎月1回開催される全体会議の中で、部会員の事業紹介を行っております。80名を超える部会員同士の新たなビジネスの機会にできれば、更なる青年部会の発展に繋がると考えたからです。

お互いの職種がわかっても、詳しい事業内容までは把握できていないのが現状です。会社名からだけでは気付かなかったサービスも展開していたりと、新たな発見も多数ありました。

このような新たなビジネスの機会を創造できる、部会員間の交流もありますので、部会員の皆様をはじめ、興味のある方は是非、青年部会のドアを開けてみてください。

副部会長 林 大介



8月 山本武仁



9月 名取政子



11月 高瀬芳明



12月 青島英臣

SS会ゴルフコンペ

H26年 7/16

平成26年7月16日(水)津久井湖ゴルフクラブにて、第8回SS会ゴルフコンペが行われました。SS会とは、相模原商工会議

所青年部と相模原法人会青年部会の交流を目的としたゴルフコンペです。

当日は真夏の日差しの中、両青年部の

OBも参加して頂き7組23名で楽しいゴルフが出来ました。

表彰式はJR相模原駅前の数煌酒樓で行われました。同じ市内の団体と言う事もあり、お互い顔見知りが多く楽しい交流ができ、先輩方が続けてきたこのような交流を、今後も続けていきたいと思いました。

幹事の関戸さん、お疲れ様でした。

総務・広報委員会 委員長 宮崎健一



懇談会

地方法人税が創設されました

平成26年3月31日に公布された「地方法人税法(平成26年法律 第11号)」により地方法人税が創設されました。

これに伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としていますので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

地方法人税の概要

(1) 課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度(以下「課税事業年度」といいます。)は、法人の各事業年度とされています。

(2) 課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

(算式)

$$\text{課税標準法人税額} = \text{別表一(一)「4」欄} + \text{別表一(一)「5」欄} + \text{別表一(一)「7」欄} \\ + \text{別表一(一)「9」欄} + \text{別表一(一)「10の外書」欄}$$

(3) 税額の計算

地方法人税の額は、課税標準法人税額に4.4%の税率を乗じた金額となります。

なお、法人税について外国税額控除の適用を受ける場合で、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、地方法人税についても外国税額控除の適用を受けることができます。

(4) 確定申告

地方法人税確定申告書は、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

なお、課税標準法人税額がない場合であっても地方法人税確定申告書を提出する必要がありますので、この場合には、「基準法人税額」、「地方法人税額」及び「所得地方法人税額」の各欄に「0」と記載して提出してください。

(注1) 法人税の納税義務のない法人(例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行っていないものや国内源泉所得を有しない外国法人)や清算所得に対する法人税を課される平成22年9月30日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、地方法人税確定申告書を提出する必要はありません。

(注2) 法人税確定申告書の提出期限が延長されている場合には、地方法人税確定申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります。

(5) 中間申告

平成27年10月1日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、地方法人税についても中間申告書を提出することになります。

平成26年9月
国 税 庁

平成27年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 受験資格

- 1 昭和60年4月2日～平成6年4月1日生まれの者
- 2 平成6年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◇ 申込手続

- 1 インターネット申込み(原則、インターネット申込みとなります。)
 - (1) 受付期間 平成27年4月1日(水)9時～平成27年4月13日(月)[受信有効]
 - (2) 受験案内(インターネット申込用)交付期間 平成27年2月2日(月)～平成27年4月13日(月)
 - (3) 受験案内(インターネット申込用)交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)

(注) 人事院HPからもダウンロードすることができます。[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
- 2 インターネット申込みができない場合(受験申込書を郵送又は持参)
 - (1) 受付期間 平成27年4月1日(水)～平成27年4月2日(木)[平成27年4月2日(木)の通信日付印有効]
 - (2) 受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付期間
平成27年2月2日(月)～平成27年4月2日(木)
 - (3) 受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)

◇ 試験日

- 第1次試験 平成27年6月7日(日)
 第2次試験 平成27年7月14日(火)～平成27年7月22日(水)のうち指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に相模原税務署総務課(☎042-756-8211 内線411)までお尋ねください。

平成27年度 法人三税(税務署、県税事務所、市役所)共同收受予定日

收受日	受付時間	開催場所等
平成27年 4月 30日(木)	10:00～12:00 13:00～16:00	相模原税務署 相模原市中央区富士見6-4-14 ☎ 042(756)8211
平成27年 6月 1日(月)		
平成27年 6月 30日(火)		
平成27年 7月 31日(金)		
平成27年 8月 31日(月)		
平成27年 9月 30日(水)		
平成27年 11月 2日(月)		
平成27年 11月 30日(月)		
平成28年 1月 4日(月)		
平成28年 2月 1日(月)		
平成28年 2月 29日(月)		
平成28年 3月 31日(木)		

※ 県税事務所の收受については、交通事情により開始時間が遅くなる場合があります。



●中央南第3地区

相模オートガラス 有限公司

信頼の技術で45年 自動車ガラスの専門家



代表取締役の坂本昌幸さん。まとまった休みはお盆と正月くらいとのこと。「たまの休みにゴルフをすることもありますが、携帯の電源を切る勇気がないんですよね」と、仕事熱心な二代目です。

☆ 今回は光が丘にある、相模オートガラス有限公司さんに来ています。

花 オートガラスというと、車のガラスを専門に扱っているのですか？

坂 車のガラスが、事故や飛び石が原因で割れて、ガラスのはめ替えをしなくてはならないとなった時に修理を請け負います。その他、ウインドリペア(ガラス傷取り)、カーフィルム、ガラスの水アカ・油膜取りなど、自動車ガラスに関して何でも

相談に応じています。

☆ 創業はいつになりますか？

坂 父が昭和43年に創業しました。平成に入って間もなく父と母が相次いで亡くなり、私が家業を継いで今に至ります。

花 そうでしたか。お客様はどのような方が多いのですか？

坂 以前は整備工場や板金業者、カーディーラーからの依頼がほとんどでしたが、最近は個人のお客さ



店頭にある看板が目印です



● 相模オートガラス 株式会社
 神奈川県相模原市中央区光が丘1-1-21
 代表取締役 坂本 昌幸
 フリーダイヤル:0120-54-7867
 TEL:042-754-7867 FAX:042-751-9155
 URL <http://www.auto-glass.jp>
 営業時間 9:00~18:00

んも増えています。

花 車のガラス専門の修理屋さん
 が知られてきたのでしょうか？

葉 ネットの普及、特にスマートフォンが普及してきて手軽に検索できるようになったせいか、この4、5年でHPを見て依頼してくる方が増えました。

水 工期はどのくらいですか？

葉 ガラスのはめ替えだけでしたら、ご予約いただければ1日で仕上がります。

花 1階の工場で作業なさるのですか？

葉 整備工場やディーラーの所に行って作業することが多いですね。修理するのにガラスを一旦外さないと作業できなかつたりするので、整備工場などに行きます。

花 速携しての修理なんですね。

葉 ガラス交換は、個人のお宅へお伺いして作業することも可能です。出張や代車も無料で承りますので、お客様のご要望に合わせてサービスをしています。ただ、カーフィルムに関してはゴミが入っ

てはいけないので、こちらにお持ちいただきます。

水 カーフィルムを貼るのは技術がいるのでしょうか？

葉 ご自分で貼ろうとする方もいらっしゃるんですが、なかなか難しいものなので、プロにお任せすることをお勧めします。当社は日本自動車用フィルム施工店会の技能資格保持の技術者が作業させていただきますので、安心してお任せいただいております。

花 カーフィルムを貼る技術の資格があるんですか。知らなかったです。カーフィルムを貼るとどのようなメリットがあるんですか？

葉 まず「日照調節」ですね。UVカット効果や、車内の温度上昇を抑えて省エネ効果があります。その他、ガラスが割れた際に飛び散る危険を防ぐ「飛散防止」や割れにくくすることにより車上狙いを防ぐ「防犯対策」などの効果があります。

水 車のガラスというと、メーカーと車種によって様々なのでしょうね。

葉 1台の車につきフロント・前サイド

2枚、後サイド2枚、後部と6種類のガラスが必要です。それが各メーカーで何種類もの車種がある上、新型が出て旧型もまだまだ需要があるので、膨大な種類になりますね。その都度、ガラスの同屋さんに発注して仕入れますから、廉価な輸入製品・中古品から話題の高機能ガラスまで幅広く取り揃えられます。

水 ウィンドリペアとはどのような作業ですか？

葉 ガラスの割れた部分へ特殊な樹脂を注入し、傷の広がりを防ぎます。小さな傷でも、放置しておくと危険なばかりでなく、車検も通りません。傷が500円玉程度の大きさであれば、ウィンドリペアが可能な場合もあります。ウィンドリペアは低価格で施工できますので、早いうちに修理することをお勧めしています。

花 車のガラス修理といってもたくさんの方があるんですね。フィルムにも様々な効果があって、やはり専門店にお願いするのは安心感がありますね。今日は大変勉強になりました。ありがとうございました。



自動車ガラスの種類は車種、年式、部位によって様々



この日は、個人のお客様の依頼で、傷のついたフロントガラスの交換作業。



社屋外観

地方法人税が創設されました

地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としていますので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

地方法人税申告書の様式

◎ 法人税申告書別表一(一)から別表一(二)(三)までの各様式(以下「別表一(一)等」といいます。)の下即が地方法人税申告書となっています。

なお、別表一(一)等には、それぞれ次葉が設けられていますので、「法人税額」、「地方法人税額」及び「課税留保金額に係る地方法人税額」に記載する金額の計算や所定の項目の記載に当たっては、次葉を使用してください(別表一(一)等及び次葉の様式は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載しています。)

法人税額の計算

地方法人税額の計算

◎ 以下は、書面で提出していただく場合の別表一(一)です。

平二六・一以後開始事業年度等分(注)

(注) 平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、**地方法人税確定申告書の提出は不要**ですので、法人税の申告の際は「平成26年4月1日以後終了事業年度分」の別表一(一)等をご使用ください。

新会員紹介

平成26年12月・平成27年1月

法人名	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
株式会社 M&Hフーズジャパン	飲食業	中村 光男	相模原市中央区横山台1-2-16	小山清新
一般社団法人 相模原市母子寡婦福祉協議会	母子・寡婦等の 福祉の増進	高橋 柳子	相模原市中央区中央3-12-3 相模原商工会館内 本館1階	中央南第1
株式会社 開匠建築設計	設計	千葉 昭弘	相模原市中央区並木3-18-30	中央南第3
一般社団法人 さがみはらコンテンツ推進協会	演劇・芸術・アニメ等の 企画制作	照井 幸則	相模原市南区相模大野3-3-2 bono相模大野 サウスモール3Fユニコムプラザさがみはら	大野
株式会社 輝進	建設業	鈴木 淑夫	相模原市南区上鶴岡本町8-5-2 ジョルカビル201	谷口中和田
株式会社 ハタノ工務店	建設業	畑野 匡利	相模原市緑区西橋本3-1-14	橋本
株式会社 アキュアリンク	ビルメンテナンス	杉崎 信一	相模原市南区当麻874-7	麻溝
小林のりとし事務所	政治、高齢福祉等の相談	小林 敦利	相模原市中央区並木4-12-18	賛助会員

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室を
ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
 - ◎会員会社でのご利用……………会員料金
 - ◎会員以外の方のご利用……………一般料金
- ※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

本誌同封広告のご案内

広報誌「はやぶさ」に、
貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております相模原法人会広報誌「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：3,700部
発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：30,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡
ください。

読者
プレゼント
応募締切り
3月31日(火)

内閣総理大臣賞受賞 神奈川県指定銘菓 高級手焼きせんべい製造元

津久井せんべい本舗の
『友禅箱詰め合わせ5種類』を
10名様にプレゼント!!

今すぐハガキか
FAXで!



※友禅模様の『友禅箱』は今回限定の箱となっております。

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局までFaxまたはハガキでお申込みください。

- ① 希望商品名：「津久井せんべい」
- ② 郵便番号 ③ ご住所 ④ 法人名
- ⑤ お名前 ⑥ 電話番号
- ⑦ 「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。
また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます。

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、タオル等のご寄付、広告の同封、本誌に関するお問合せやご感想はこちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
http://www.sagamiharahojinkai.or.jp
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16

法人会会員の方は、こちらの会員証を切り取り、確定申告の申告書の別表下欄に貼付して提出してください。

キリトリ

公益社団法人 相模原法人会会員証

お待ちしております!

青年部会員募集

入会資格 / 相模原法人会正会員又は賛助会員の方で
50歳以下の経営者、またはそれに準じる方

お問合せ・お申込み / 公益社団法人相模原法人会 事務局 TEL 042-755-3027



新しい仲間たち

① 会社名 ② 業種 ③ 地区等 ④ 座右の銘 ⑤ ひとことPR

- ① 株式会社フリーダム
- ② OA機器、電動工具商社
- ③ 麻溝台地区
- ④ 変化を恐れない
- ⑤ 当社の製品、サービス、情報、人脈を駆使してお客様の利益に貢献致します。宜しくお願い致します。

栢田 宏一



- ① コーシン企画
- ② 不動産業
- ③ 賛助会員
- ④ 気楽に
- ⑤ 中央区富士見で主に法人様向けの不動産仲介・管理を行っています。お客様第一をモットーに営業しております。皆様よろしくお願致します。

阿部 善之



- ① ゆたかに合同会社
- ② 金融取引業
- ③ 小山清新地区
- ④ 人生勉強、生涯現役
- ⑤ 過去に24歳で創業・会社設立し、そして苦戦も味わいました。事業を格段に飛躍するための方策を思案し、今に至っています。40代は経験作りの年代と捉え自己研鑽し発展していきたいと思っています。

津澤 隆弘



- ① 有限会社カーセールス音楽
- ② 自動車販売・整備業
- ③ 松南地区
- ④ 継続は力なり
- ⑤ 南区松ヶ枝町で自動車販売・整備業を行っております。メルセデスディーラーに勤めていた経験を生かし、輸入車の取扱いも積極的に行っております。まだまだ未熟ではございますが、皆様より学ばせて頂きたいです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

青島 英臣



- ① 弁護士法人高瀬総合法律事務所
- ② 弁護士 ③ 橋本支部
- ④ とにかく、考えてみることである。工夫してやることである。そして、やってみることである。失敗すればやり直せばいい。
- ⑤ このたび当事務所は、さがみはら産業創造センター内に支店を開業する運びとなりました。製造業を始めとした企業様が多数所在するインキュベーション施設に自ら身を置くことで、企業法務に関わるあらゆる知見やノウハウを習得して更なる研鑽を重ね、より一層充実したサービスをご提供できるように致しますので宜しくお願い致します。

高瀬 芳明



- ① 株式会社 栄文舎印刷所
- ② 印刷業
- ③ 津久井中地区
- ④ 有言実行
- ⑤ 皆様のお力添えで創立65年を迎えることができました。これからも皆様のお役に立つことができる様、努力してまいります。どうぞご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

佐貫 恵一



- ① クチコミュニケーションズ
- ② 結婚仲介業(結婚相談所)
- ③ 賛助会員
- ④ 正義は勝つ!
- ⑤ 中高年層に特化した安価で安心な結婚相談所を運営しております。入会金5,000円・マッチング料3,000円・成婚料ゼロ! 他社にない価格帯にてサービス提供しています。パートナー探しでお困りの方は当社へお問合せ下さいませ。

名取 政子



- ① 林部直樹
- ② 教育サービス
- ③ 賛助会員
- ④ チャレンジして失敗を恐れるより、何もしないことを恐れる
- ⑤ 商標本で個別指導塾・家庭教師部を約10年運営しております。子どもの相手には慣れています。が、青年部をはじめ他業界の最先端の方との関わりが少ないので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

林部 直樹



- ① のぞみ合同事務所
- ② 行政書士
- ③ 賛助会員
- ④ 我思う故に我有り
- ⑤ 会社で必要とする許可・認可・免許等の取得をお手伝いしています。お客様と役所とのスムーズな橋渡しを心がけています。

小峰 望

